総務常任委員会

平成18年5月29日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

 ⑤坂口
 徹
 ○木澤 正男
 嶋田 善行

 松田
 正
 中西 和夫

 中川議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是 入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美 収 総 務 部 植村 哲男 務課 長 清水 建也 長 総 総務課参事 吉田 昌敬 同課長補佐 黒﨑 益範 同課長補佐 加藤 惠三 同課長補佐 谷口 智子 企画財政課長 西本 喜一 企画財政課参事 野口 英治 同課長補佐 同課長補佐 山﨑 篤 西巻 昭男 税務課長 藤原 同課長補佐 清水 修一 伸宏 同課長補佐 吉村 俊弘 教委総務課長 野﨑 一也 同課長補佐 吉村 三郎 生涯学習課長 山﨑 善之 同課長補佐 清水 昭雄 同 技 師 平田 政彦 技 荒木 浩司 監査書記 同 佐藤 滋生 師 会 計 室 長 清水 孝悦

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審查事項

別紙の通り

委員長

開会(午前9時00分)

署名委員 木澤委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

先の臨時議会の役員改選でこの度総務委員長をやらせていただくことになりました。頼りない委員長ですけれどもこの1年間よろしくお願い致します。

それではこれより、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

(町長挨拶)

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、木澤委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。 両 委員にはよろしくお願い致します。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお りでございます。

まず初めに、1. 継続審査(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発 掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。

生涯学習 課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申しあげます。

先の委員会におきましてご報告申しあげました藤ノ木古墳、中宮寺 跡及び駒塚、調子丸古墳等の整備につきましては、現在、整備に向け 作業を進めているところであり、特段、ご報告申しあげる事項はござ いません。

次に、(仮称)文化財活用センターについて、ご報告申しあげます。

前回の委員会において関係機関と協議を進めているとご報告申しあげておりましたが、さる、5月17日に奈良地方法務局より払い下げ価格について回答がございました。払い下げ価格は、再鑑定の結果、252万円で、現在、本省の決裁中とのことでございます。

次に、公共下水道工事に伴います発掘調査の結果についてご報告申 しあげます。後ほど、出土遺物の学術面での解説は、発掘を担当いた しました技師からさせますのでよろしくお願い致します。

今回の調査は、法隆寺境内にマンホールを設置するため調査を行ったものでございます。調査箇所は、南大門東脇の宝光院の東側、南大門から東に延びる南面大垣の境内に位置するところでございます。調査地から若草伽藍跡の塔心礎まで約90メートルの距離でございます。調査期間は本年、2月27日から3月28日でございます。調査の概要でございます。調査は、下水道のマンホール設置に伴うもので、南北方向に2メートル、東西方向に2メートルの規模で実施しました。

検出した遺構は、東西方向の素掘り溝で、遺構は調査区外まで及んでおります。出土遺物は、大半が瓦で、他に壁画、壁土、銅製品、土器などでございます。出土した瓦や壁画、壁土には、火災により変形したものや金属などが溶けて付着したものが、数多く含まれております。また、壁画は260点が出土し、内容は不明ながらも、比較的大きい断片や、壁と一体となっているものがございます。

今回、検出した東西の溝は、出土遺物の大半が7世紀のものでありますが、中世の土器をわずかに含んでいることから、中世段階に調査区周辺に整地作業が及んだ結果、埋没したものと考えられます。今回の調査は、わずか4㎡という狭い範囲でございますが、多量かつ豊富な遺物が出土したことは、門前広場整備に伴う発掘調査に続き、若草伽藍焼失を考える上で貴重な資料を提供したといえるのではないかと考えております。

最後に、先の委員会におきまして、委員より提案のありました、県 下の文化財センター等の施設の視察及び設置状況について調査致しま したので、その設置状況をご説明申しあげます。参考資料をお開き願 います。

目ぼしいもので4館ございます。まず、一番上の1番目、奈良市埋蔵文化財調査センターがございます。開設は昭和58年9月ということで、平成11年に新館を建設しております。新館及び旧館の建物面積を合わせますと約1,031㎡ということになっております。主要な展示物ですが平城京出土の遺物なっております。参考となる点でございますが、調査、研究、普及の拠点づくりとしては充実しておるということでございます。問題点等ということで、特色という事になろうかと思うんですが、ここには調査員が20名程おりまして、主に調査研究にウェイトを置いておるということが言えます。展示室につきましては約77㎡でございます。ガイダンス的施設は備えておりません。このセンターは調査の拠点としての性格が強いかと言えるかと思います。

次に桜井市埋蔵文化財センターでございます。開設は昭和63年10月となっております。建物面積は743.19㎡、主な展示物につきましては、大福遺跡出土の銅鐸、纏向遺跡出土の土器や木器、上之宮遺跡出土の遺物となっております。参考となる点でございますが、当町の文化財の拠点とする、考えておるような形態となっております。木製品や金属品の処理室が設置されております。次に問題点等なんでございますが、ここには重要な展示物を展示できる施設が整っておりません。でありますので、重要文化財、国宝などは当然展示できないということになっております。映像施設は旧式の、映像等のガイダンス施設は旧式であると、で、常設展示でも有料となっており大人200円を徴収いたしております。

次に3つ目の、広陵町文化財保存センターでございます。平成18年4月の開設となっております。建物面積267㎡ということでございます。主な展示物は巣山古墳出土の埴輪ということになっております。ここでの参考になる点でございますが、既存建物の改築という点が当町と似ております。そして、巣山古墳出土の木製品の保存処理施設を併設いたしております。問題点でございますが、資料館建設まで

の過渡期的措置としての展示物が備わっておるというような状況でございます。展示面積は65㎡ということでございます。次に4番目の唐古・鍵考古学ミュージアムとなっております。これは平成16年11月に開館しております。こちらの展示面積は414㎡でございます。主要な展示物は唐古・鍵遺跡出土の遺物となっております。参考になる点でございますが、ミュージアムと称しているだけに展示に相当力を入れているような状況でございます。問題点等につきましては、複合施設であるので利用上の問題が生じております。唐古・鍵遺跡のみのガイダンスということになっております。そして有料で大人200円を徴収致しておるような状況でございます。以上が県下の文化財センターの状況でございます。

それでは、出土遺物の説明を、発掘を担当した荒木技師より説明申 し上げますのでよろしくお願い致します。

荒木技師

それでは出土遺物の説明をさせていただきたいと思います。

今回の調査地については先程、課長の方から説明ありましたけども、前回の門前広場の場所と比較しますと土塀を挟みまして外側、南側に前回の調査地があります。それから約2、30メートル程北側、こちらは土塀内側法隆寺の境内にあたっております。その部分で発掘しました出土遺物について説明させていただきます。

(出土遺物説明)

委員長

報告が終りましたので、質疑等があればお受けいたします。

松田委員

県下の文化財のセンターの比較表がここに出されているんですけどね、色々調べていただいて結構なんですけれども、できればですね、現在の斑鳩町が今計画しいる文化財活用センターの構想というのが、もう基本計画はできてるわけですよね、できているとすれば、これはそれをここに欄を設けてですね、斑鳩町の関係を書けばですね、ここ

で言われているように参考になる点とか問題点等とかいう関係で斑鳩町はこうしてるという関係はっきりしてしまうわけですよね。できればそういう事にしていただく方が、一覧表としてはね、もっと比較しやすいし見やすいというように思うんです。だからここで参考になる点とかあるいは問題点という関係もですね、これは斑鳩町の構想を見た上でそれに指標置きながらですね判断して書いてるという風に思うんですよ。そうするとここに斑鳩町の構想をはっきり書いた方がむしろ比較表としてはわかりやすいんとちゃうかないう風に私は思うんです。だからそういう形にしていただく方がより理解をしやすいんではないかなというように思います。これは意見ですけれども、以上そういう点を申し上げて、見解を伺っときたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時18分 休憩)

(午前9時20分 再開)

委員長 再開いたします。

生涯学習 課長

委員おっしゃられる趣旨踏まえまして、再度、表を整理いたしまして、次回の委員会で提出させていただきます。

委員長 他に意見、質問ございませんか。

ないようでしたら、前回委員会で松田委員の方から広陵町の施設について視察行ってはどうかというご意見いただいておりましたけれども、今、県下、現在の資料で検討して、近々にそういう視察にまわるかどうかその辺はどうさせていただければいいでしょうか。

木澤委員

今、松田委員さんも斑鳩町も含めた資料提示を求められて、次回に また提出いただけるということですんで、それをいただいてから検討 するのも一つかなとは思います。意見として申し上げておきます。

委員長

わかりました。そうしましたら理事者からの資料等見せていただい て更に検討していきたいと思います。

これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、了承したということで終わります。 次に、2. その他の審査事項(1)6月定例議会の付議予定議案に ついて、あらかじめ説明を受けることと致します。

①史跡中宮寺跡整備検討委員会条例について、理事者の説明を求めます。

生涯学習 課長

史跡中宮寺跡整備検討委員会条例(案)について、資料1に基づき ご説明申し上げます。まず裏面をお開き願います。

条令の制定要旨でございます。朗読をもちまして条例設置の説明に 変えさせていただきます。

(要旨朗読)

生涯学習 課長

次に、条例の内容について御説明申しあげます。表面にお戻り願います。

まず、第1条、史跡中宮寺跡整備検討委員会の設置でございます。 史跡中宮寺跡の整備に伴い、地方自治法に基づく委員会を設置しよう とするものでございます。次に、第2条、審議の事項につきましては、 (1)から(3)に掲げている事項について協議することとしており ます。次に、第3条、第4条では組織と任期について定めております。 委員数は7名以内としております。任期は2年としております。第5 条、第6条では委員長、委員会の召集、採決等について定めておりま す。第7条では委員会事務局について、定めております。

以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

嶋田委員

これは、前回の委員会にもご説明いただいたと思うんですけれども、 第3条ですね、前回は10名以内で組織ということで、委員さんの方 から、一応その委員さんの構成状況をお尋ねになられたと思うんです けれども、今回、これ7名に変更になってるんですけれども、そこら へんはどういう理由でなってんのかちょっとお聞かせください。

生涯学習 課長 前回は10名となっておりましたが、予定している委員さんは現在5名を予定しております。倍近い開きがあるわけでございますが、その、現在5名としておりますが、発掘等によりまして新たな事態が、新たな専門的な委員さんを加えなければならないような状況が生じました場合、随時追加していくというような考えで10名としておったわけでございますが、倍近い枠が残って参るということで、ちょっとあまりにも過大であるということもありまして、一応、想定の範囲内で2名ぐらい、5名プラス2名ぐらいが適当であろうということで7名とさせていただいたところでございます。

嶋田委員

はい、わかりました。それ以外に前回の説明と変更なった所という のはあるんですか。

生涯学習 課長

第3条でございます。これは先程ご説明申し上げました。それと第7条の庶務この文言を整理して、事務局となっておりましたのを、庶務というような形で改めております。そして7条中の最後の置くとなっておりましたのを処理すると、文言を若干整理したということです。

嶋田委員

前回の説明と今回が相違ある場合にはですね、その相違点は説明なりをしていただくようにこれからお願いしたいと思いますので。以上です。

松田委員

今の質問と関連をするんですけれども、委員の関係ですね、一応7名にしておるけれども、必要によっては増やすんやというような言い方をされているわけですよね。そうすると一つの見通しを立てて委員会を設置するというよりも、その都度その都度必要に応じてという風な関係になってくるように、主体性がないように思いますんでね、むしろそれならですね、そういうことが予測されるんならね、正規委員一杯7名ということに書かれてるんですからそういう認識に立ってですね、必要に応じてね、調査の結果、必要に応じて、何名以内なら何名以内にね、臨時に委員にすることができるとかですね、臨時に置くという関係を考えた方がいいんではないかというように思うんですね。その都度委員が、この分調査が必要になったから増やすんやとかいやどうだとかいう関係にしてるとですね、あまり節度がないように思いますから、そういう関係で多少条文をですね整理したらどうかなという風にひとつ考える事が一つなんです。

二つ目の関係はですね、結局委員会は目標を達成した日をもってその効力を失うと、確かにそれでいい、文章としてはそういうことかもわからんと思うんです、今までもそういう関係のもの多かったんですけども、問題はですね、目的を達成した日というのはどう判断するのかという事になるという風に思うんです。それでこの場合にですね、例えば設計が完了した段階をもって言うのか、あるいは工事、事業完了した時点で言うのか、色々こう取り方によると思うんですよね。そういうことではこの場合はですね、その委員会がいわゆる解消してもいい時期というのは、効力を失った時点というのは一体どの時点を考えてるのか、いうことについてちょっと見解を伺っておきたいと思うんですけど。

生涯学習課長

史跡中宮寺跡の整備が完了した時点であるという風に考えております。整備工事が完了した時点が目的を達成した日であるという風に考 えております。 松田委員

その完了した時点というのはわからんのですわ。どの時点をもって 完了したという風に言うんかと。

委員長

工事が完了した時点か、その辺どう考えてるのか。

生涯学習 課長

工事、具体的には発注致しまして、1年で終らなければ複数年になるわけでございますが、その最後の、最終年度の工事が完了し、引渡しを受けた時点であるという風に考えております。

松田委員

だからはっきりしているようにですね、いわゆる工事の完了時点ということですよね、ということは整備が完了した時点ということですから随分この先になってくるということだけは事実ですよね。だから設計した時点とかそういった時ではなしに、とにかく公園整備として完成をしたという日をもって失効するということですよね。それがまぁ常識的だとは思うんですけどね。かなり先になるなということだけは事実だと思うんですよ。はいわかりました。それはね何故そういう風なことを確認しておくかといいますとね、やっぱり報酬等の取扱いの面と関わってくるんですよね。年次の関係とね。そういう面がありますんで曖昧にしとくことはできないし、更に今後検討していこうという報酬審議会等の関係もありますんでね。一体、委員会の目的を達成した日というのはいつなんだということについて、統一的な見解をきっちりしておく方がいいという風に思うから、意見でありますから、その通りで一応検討しておいてもらいたいと、こう思うんです。以上です。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、次に、②特別職の職員で非常勤のものの報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、 理事者の説明を求めます。 総務課長

それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末 手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただ きます。

お手元に資料2といたしまして、改正条例案、新旧対照表そして要 旨を付けさせていただいております。

それでは、その要旨と新旧対照表によりまして、説明をさせていた だきますので、ご覧いただきたいと思います。

本条例の改正は、一部改正でございますけど、先程、生涯学習課長から説明がございました史跡中宮寺跡整備検討委員会条例によりまして、新たに設置されることとなります委員会の委員長及び委員の報酬及び旅費の金額を定める必要がありますことから、6月定例会に同時に上程を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますけども、本条例の別表を改正するものでございまして、新旧対照表に記載させていただいておりますように、現行の、現行と申しますのは、右側の旧欄でございますけども、現行の56番のその他の委員会等の委員の前に、新たに56番として史跡中宮寺跡整備検討委員会の委員を追加し、その他の委員会等の委員をつつ繰り下げ、57番とするものでございます。

なお、報酬金額及び旅費の額につきましては、他の委員会、審議会 に合わせたものとしております。

また、施行日につきましては、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の 施行日と合わせまして、平成18年7月1日からという風にしており ます。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終らせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

嶋田委員 直接これには、この条例改正にはあたって来ないとは思うんですけ

れども、これその他の委員ですね、審議会、各種委員会委員さんので すね報酬等、また定数等見直すということで色々お聞きしておるんで すけれども、これは再度お聞きしたいんですけれども、いつぐらいに なるんかということですね。

総務部長

この関係につきましては、議会の方でもこういった関係の委員会には議員さんはもう入らないというような関係で決めていただいたということも聞いております。そうした関係もありまして、我々といたしましても、こういった関係については再度、要綱を定める中で整理していこうということの考えでありまして、こういった関係につきましては議会運営委員会にもご足労かけながら、そういった作業をして参りたいと考えております。そういった関係で、最終的にはそういった作業をする中で、議運の方で取り纏めいただきまして、12月の議会には見直しをした関係の条例等について上程をさせていただいて、改正させていただこうというような方向で作業して参りたいと考えております。今のところそういった考えの中で進みたいと。いずれにいたしましても、議会運営委員会の中でご相談申し上げながら進みたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

他にございませんか。

ないようでしたら、次に、③斑鳩町町税条例の一部を改正する条例 について理事者の説明を求めます。

税務課長

それでは、6月定例会に上程を予定しております斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。資料3をご覧頂きたいと存じます。この資料の最後に改正の要旨をつけさせていただいておりますので、これによりご説明をさせていただきます。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について(要旨)でございます。この斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年度の地方税制の改正を内容といたします地方税法等の一部を改

正する法律が、去る3月31日に公布され、個人町民税の非課税基準額等につきましては4月1日から施行されることになりました。これに伴いまして、平成18年4月1日施行に係るものについては、専決処分をさせていただき5月臨時議会でご承認をいただいたところでございますけれども、今回の改正は、平成18年7月1日以降の施行に係るものにつきまして改正をさせていただくものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、個人住民税で、一つ目は地震保険料控除の創設でございます。平成20年度から損害保険料控除については廃止し、改めて地震保険料控除を設けることとしております。地震等による損害により生じた損失の額を補てんする保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等による損害の部分の保険料または掛金の2分の1、ただし2万5千円を限度といたしまして、これを総所得金額から控除するものでございます。なお、経過措置としまして、平成18年度末までに締結いたしました長期損害保険契約等に係る保険料等につきましては、従前どおり損害保険料控除が受けられることになっております。

二つ目といたしまして、所得割の税率の改正でございます。これにつきましては、三位一体の改革の一つといたしまして、所得税から地方税への税源移譲がされます。これに伴い、平成19年度から、所得割の税率を下の表のとおり一律6%に改正するものでございます。

三つ目といたしましては、調整控除の創設でございますけれども、 税源移譲にともないまして、個々の納税義務者の所得税と地方税を合 わせた負担が大きく変わらないように控除額の調整等が講じられるこ とになっております。所得税と個人住民税の人的控除、つまり扶養控 除等の控除額が異なりますことから、その調整を行うため調整控除を 設けるものでございます。

四つ目といたしまして、分離課税に係る税率の改正でございます。 当分の間適用されます、土地の譲渡等に係る事業所得等などの分離課 税の税率につきまして、それぞれ下の表のとおり引き下げる改正を行 うものでございます。

五つ目といたしましては、住宅ローンの控除でございます。従来、 住宅ローン控除につきましては、所得税のみに適用されておりました ところでございますけれども、税源移譲にともないまして、所得税額 が減少し、住宅ローン控除がですね所得税から控除しきれなくなるこ とも生じますことから、移譲前の所得税額において控除できた額と同 等の負担減となりますように、個人住民税の減額措置を講じるもので ございます。これについては、平成20年度から平成28年度までの 措置でございます。

次に、町たばこ税でございます。現下の極めて厳しい財政事情に鑑 みまして、たばこ税の税率を改正するというものでございます。平成 18年7月1日以降に売り渡される製造たばこにつき、税率を1,000本につき2,977円から3,298円に、321円の引き上げでご ざいます。また、旧3級品の紙巻たばこにあっては、1,412円か ら1、564円に、152円の引き上げをするものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、6月議会に提案予定をしてお ります斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせ ていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

木澤委員

まず(2)の所得税の税源移譲の分なんですけれども、金額で住民 税と所得税の差異がないように調整はするということですけれども、 例えば個人住民税だったら所得の低い人が多く払わなければいけなく なるという風に思うんです。その時に税金の金額ではなくて、例えば 介護保険料が上がったりとか、そういう付随して負担増となるものが あるのかどうか、ちょっとその辺わかりにくいんでお聞きをしたいと 思うんですけれども。

税務課長 まず、この今回の町税の関係につきましてはですね、先程申し上げ

ましたように、いわゆる納税者の所得税と地方税を合わせました負担の合計額がですね、増加しないようにということで措置が講じられていまして、先程申し上げました調整控除の中での減額措置が講じられているということでございます。その他のいわゆる介護保険等でございますね、そういったものにつきましても影響はないという風に私は理解しておるところでございます。

木澤委員

今、ないということでおっしゃっていただいたので安心をしました。 斑鳩町は国民健康保険の保険料基準を所得税の方から算定をしてると 思いますんで、個人住民税の負担が増えても特に問題はないと思いま すけれども、その点ないということですんで、今後そういう影響がも しわかった時にはご配慮また委員会等に報告いただくようにお願い致 します。

それと、たばこ税なんですけれども、以前にもお聞きしたとは思いますが、今回の改正によって斑鳩町にどういう影響があるのか金額を教えていただきたいと思います。

税務課長

たばこ税の町の税収の影響額ということでございますけれども、たばこ税につきましては、約1, 140万円の増収になるという風に見込んでおります。

木澤委員

あとちょっと戻りますけど、1番目の地震保険料の控除ですけども、 平成20年度からということで、また住民の皆さんによくご理解をい ただけるように事前に周知をしっかり図っていただくようにお願いを して終りたいと思います。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、次に、④平成18年度斑鳩町一般会計補正予算 (第1号) について理事者の説明を求めます。 企画財政 課長 それでは、6月議会に提案を予定いたしております、平成18年度 斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

資料ナンバー4、平成18年度一般会計補正予算(第1号)歳入総括表(案)の方をご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

表の一番下の計欄、合計の計欄をご覧いただきたいと思います。既 定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万円を追加し、歳 入歳出それぞれ86億433万円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、歳入の方ですが、まず第14款、国庫支出金の教育費国庫補助金では、以前より国庫補助事業として要望しておりました安田家歴史資料調査につきまして、町単独事業として平成18年度の当初予算に計上いたしておりましたが、この度、国庫補助事業として採択されることとなりましたことから、100万円の追加補正をするものであります。

次に、第15款、県支出金の民生費県補助金では、障害者通所施設「虹の家」への通所者が当初見込から1名増加いたしましたことから、35万5千円の追加補正をお願いするものであります。また、教育費県補助金では、先ほど国庫補助金で説明いたしました安田家歴史資料調査につきまして、県補助事業としても採択されることとなりましたことから、6万円を追加補正するものであります。

次に、第17款、寄附金では、スポーツ振興基金に対しご寄附をいただきましたことから、5万2千円の追加補正をするものであります。 次に、第20款、諸収入の雑入では、消防団員4名の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金286万3千円を受け入れするものであります。

続きまして、裏面の方をご覧いただきたいと存じます。歳出予算の 補正でございます。

第3款、民生費では、社会福祉総務費で、平成18年8月に予定されております医療制度改革に係り、電算システムの改修が必要でありますことから、国民健康保険事業特別会計への繰出金105万円を追

加補正をするものであります。

また、老人福祉費で、同じ理由により、老人保健事業特別会計への 繰出金84万円の追加補正をするものであります。

次に、障害福祉費では、歳入で申し上げましたところでありますが、 虹の家への通所者が1名増加いたしましたことから、福祉作業所の運 営支援としまして71万円の追加補正を、また、障害者自立支援法の 施行により、市町村障害福祉計画の策定が必要となり、その計画策定 にあたり、障害者福祉計画推進協議会の意見を聴かなければならない ということとなっておりますことから、この協議会の開催に係ります 費用として7万5千円の追加補正を、また、市町村障害福祉計画の策 定に要する費用といたしまして150万円の追加補正をそれぞれお願 いするものであります。

次に、第8款消防費、非常備消防費では、消防団員4名の退職に伴う退職報償金を支払うため、286万3千円の追加補正をするものであります。

次に、第9款教育費、文化財保存費では、歳入で申し上げましたとおり、安田家歴史資料調査が国庫補助事業として採択されましたことにより、当初、5年間の町単独事業として計画しておりましたが、3年間の補助事業として実施できることとなりましたので、これに伴う費用として100万円の追加補正をするものであり、また、保健体育総務費では、歳入のところで申し上げました寄附金につきまして、スポーツ振興基金へ積み立てますことから、5万2千円を追加補正するものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要します財源としまして、376万円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

以上で、6月議会に提出を予定いたしております、平成18年度斑 鳩町一般会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただき ます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。 委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

木澤委員

安田家の古文書の調査なんですけれども、これ国の方が100万円、 県の方が6万円ということで、補助があるんですけれども、町として はいくら出すことになるんですか。

企画財政 課長 総額で200万円を計上いたしておりますので、106万円を引いた94万円が町の負担となります。

木澤委員

これ補助率なんですけれども、国が100万円、2分の1としてるんですけども、県が3%で6万円ということですけれども、この古墳とか色々なもの調査で補助が認められるものでも色々種類があるのかなという風に思うんですけれども、これはどういった基準で県が3%となってるのかというのはわかりますか。

生涯学習 課長

県の補助率の決め方でございますが、その重要度により当然その補助率が違って参りますので、一概にそのきちっとした、要綱では定めておりますけれども、きちっとしたその基準というのは町の方では承知いたしておりません。

木澤委員

県の事なんで町の方ではすぐわかりかねると思いますけど、国の方は100万円、やっぱり認めて補助を出してもらってるんですから、 県の方もやはり3%というのはちょっと少ないかなと思うんです。色々 県の方も基準があってやってる事だと思いますけれども、やはりそこ はご理解いただいて、もう少しやっぱり補助をいただけないかという こともまた県との協議の中で、町の方から要望していただきたいとい う風に思います。

委員長 他にございませんか。

ないようでしたら、次に、⑤平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)の説明を求めます。

企画財政 課長 それでは、⑤平成17年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書(一般会計) についてであります。

資料ナンバー5をご覧いただきたいと存じます。

まず、第4款衛生費、第2項清掃費の合併処理浄化槽設置補助事業で、399万6千円を繰越しするものであります。これは、国の汚水処理施設整備交付金の平成18年度予算の不足を補うために、平成18年度整備分の一部を前倒しの整備として、その相当分が平成17年度に交付されましたことから、繰越しをするものであります。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業についてでありますが、事業計画しておりました町道407号線につきまして、用地の取得に時間を要しましたことから、事業計画年度内に工事着手できず、やむなく4,015万円を繰越しするものであります。

第4項都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、龍田地区において事業の進捗状況から、予定しておりました調査委託が着手できなかったことから、やむなく780万1千円を繰越しするものであります。また、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、駅舎自由通路詳細設計及び法隆寺駅構内の配線変更工事の進捗状況から、予定しておりました自由通路工事並びに橋上駅舎工事の一部が執行できなかったことなどから、6億467万6千円を繰越しするものであります。

次に、第9款教育費、第2項小学校費、校舎耐震補強事業については、平成17年度の国の補正予算において事業採択され、事業の完了が平成18年度となりますことから、1,500万円を繰越しするものであります。

以上、簡単ではございますが、繰越計算書のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(なし)

委員長

ないようですので、以上、6月定例議会に付議が予定されている事 案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項について、順次報告を受けていきます。

(1) 第3次斑鳩町総合計画・後期実施計画について報告を求めます。

企画財政 課長 それでは、各課報告事項の(1)第3次斑鳩町総合計画・後期実施 計画についてでございます。

資料はお手元の資料ナンバー6により、資料提出させていただいて おります。

この第3次斑鳩町総合計画につきましては、ご存知のように平成1 2年度中において、平成13年度から10年後の平成22年度を目標 年次として「一人ひとりが創り出すまち 歴史と文化がくらしの中に 息づく"新斑鳩の里"」を将来像に、策定をいたしましたもので、今 日まで、平成13年度から平成17年度までの5年間を前期として、前 期実施計画を策定する中で、5年間のまちづくりを進めて参りました。

前期実施計画の登載事業につきましては、例年、担当課に対しまして今日までヒアリングを毎年実施し、進捗管理を行なってきたところでございますが、昨年度は、後期実施計画策定に向けて、担当課と協議を重ねながら、2月に再度ヒアリングを行い、策定作業を進めて参りました。そして、これまでの前期実施計画によります成果と反省を踏まえた上で、平成18年度から22年度までの今後5年間のまちづくりを推進するための指針として、この資料6でございますが、第3次斑鳩町総合計画・後期実施計画を策定したところでございます。

前期実施計画からの変更点としては、現在の社会情勢の変化や国の

制度改正等に的確に対応していくために、新たに事業を追加したものが25事業ございます。そして、事業を計画通り実施し完了したもの、また、類似事業を統合したことによる事業廃止したものなど、全部で39事業を削除しております。その結果、後期実施計画は、全289事業となっております。これらの事業が重複して掲載されているものもありますが、各施策体系に関連するところを全てに掲載していることもございます。

それでは、この計画に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。新規に追加した事業と削除された事業の主なものをご説明して参りたいと思います。

まず、新たに追加したものを簡単に挙げさせていただきます。

まず24ページの一番下、家族介護支援事業の提供(新規)になっております。新規事業につきましてはこのように事業名の後に新規という風に表現を致しております。内容については割愛させていただきます。次に25ページでございますが、上から4つございます。一つは、地域自立生活支援事業の推進、成年後見制度利用支援事業、介護給付費用適正化事業の推進、介護予防一般高齢者施策の推進であります。これらにつきましては、今回、予防重視型への転換等を目的とする介護保険制度の改正がありまして、それに合わせて、事業項目の整理をいたしました結果、新たに追加したもので、事業自体は従来から実施しているものでございます。

次から、読み上げます事業につきましては、後期計画から新たに実 施するものでございます。

30ページの下から2番目でございます。つどいの広場事業の実施でございます。次に、69ページの上から3番目と4番目、防災ハザードマップの作成と国民保護法制への対応であります。次に、73ページの上から3番目、三井浄水場の整備とその下の、配水池の整備でございます。次に、87ページの下から3番目、住民活動との協働・支援の基本方針の策定であります。

主な新規追加事業につきましては、以上でございます。

続きまして、削除された事業についてですが、ほとんど事業完了したものとなっております。ここにはございませんが、その主な事業を申し上げますと、情報通信技術講習会の開催、ホームヘルパー養成研修の実施、学校週5日制実施の推進、法隆寺門前広場の整備、法隆寺藤ノ木線の整備、消防第2分団詰所の整備、いかるが百景フォトコンテストの実施、例規サポートシステムの導入、などが挙げられます。こういった事業は前期実施計画にはございましたけれども、ここには事業完了として、後期実施計画には上げていない事業でございます。

その他のものにつきましても、主に先程申し上げました介護保険制度、障害福祉等の制度改正による事業新規追加による旧事業の廃止、または、類似事業を統合したことによる事業廃止などになります。

本町をとりまく社会経済情勢は、少子化・高齢化、高度情報化、地方分権の推進など時代の転換期にありまして、今後もますますこれらが進行するものと考えられます。加えて、景気の回復の遅れや、国の三位一体改革など予想を超えた厳しい経済状況の中で、本町においても、かつてのような税収や地方交付税の伸びを期待することは難しい状況にあります。今後、行政が多様化する住民ニーズのすべてに応えていくことは難しく、限られた財源や資源を有効に活用しながら、事業の優先度を決定していく必要があると考えております。また、事業の実施につきましては、これまでにも増して効果的かつ効率的な運営が必要と考えてるところであります。

今回の後期実施計画では、前期実施計画以上に、可能な限り多くの 事業に、客観的に判断できる指標及び数値目標を設定いたしました。 これらの実績をもとに、事務事業の成果を図り、例年の進捗管理の際 に、事務事業の評価的な要素につきましても、十分勘案した上で、事 業の継続、廃止、統合、見直し等、幅広い意味での進捗管理を行なっ て参りたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして、第3次総合計画・ 後期実施計画の説明を終わらせていただきます。以上でございます。 委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

木澤委員

各課の方でヒアリングは行なっていただいたということですけれど も、そこに含まれてるとも思いますけども、住民の皆さんの声をこう いったものに反映させていくのに何か特別にというわけじゃないです けれども、どういった事を行なってらっしゃる、どうやって反映させ てるという、ちょっとそういったところをお聞きしたいと思うんです けれども。

企画財政 課長

住民の皆さんの声を聞くには町政モニター、それから通常の審議会 委員等での個々のご意見を賜ったりしてる課がございます。そういっ た事は各課においてもなされてることでありまして、また町政モニタ ーにつきましては、その内容につきましては各課へ掲示板等で、町内 の掲示板等で周知もさせていただいておるところであります。そうい った中でそういう声を踏まえた中でヒアリングを行なっておりますの で、そういった声はここに反映されてるという風に考えております。

木澤委員

町の根幹をなす重要な計画ですので、そうした住民さんの声は当然 反映していっていただきたいというのと、あとまたその総合計画に反 映したということで以前なんかも法隆寺駅舎の意見を聞く時にこの計 画の段階で反映させましたということを理事者の皆さんおっしゃって たと思うんですけれども、そういった個々の施策についても、今後、 総合福祉会館なんかもやっていこうという時に個々に住民の皆さんの 意見を聞いて反映させるということも十分行なって計画を進めて行っ ていただきたいという風に要望させていただきます。

委員長

他にござませんか。

松田委員 今日ですね、第3次総合計画の関係、前期の関係のと後期の計画で

すね、資料としてもらったんですけどね、正直言って全然検討してな いんですよ。検討する機会がなかった。今日初めて配られていてね、 いることなんでして、しかもこの関係が斑鳩町が単独町制を施行する ということを正式に決めた後におけるね、対応として後期の関係が出 てくるかと思うんですよね。だからそういう意味から言って、財政健 全化との関連について、十分検討会議が一応答申を出していますし、 それらを受けて一体、後期の関係どういう風にしていこうとするのか いうことなどについて、かなり関心度が深い問題がかなりあると思う んです。ただ単に計画ということだけで報告を受けたということだけ で済ますわけにも行こまいという風に思いますので、十分これについ てはですね、我々としても検討し、なお且つ今日状況から見て一体ど うなのかということについてですね、十分内容を精査する必要がある という風に思うんですよ。そういう意味では今日報告書が提示をされ たということで、大事な取り扱いについてはですね、今後引き続いて 検討していくことにしてほしいという風に私は取り扱い上の関係から そう思うんです。全く読んでないんですよね。だから見ないうちに、 賛成とか反対とかいうことについてはあまり不謹慎だと思いますから、 そういう意味で十分これについて、今後の取り扱い等も含めて委員会 で確認してほしいという風に思うんです。

少なくともこの関係については委員会等の関係では報告するということになってるから、報告で終りやということになるかもしれませんけども、やはり事が事で、極め重大な事ですから、総合計画については。十分これからの対応について一体どうするか。しかも後半の関係ですと、議会としても特に来年は改選期、一杯はですね、向けて、そこからこの後半の関係の具体的実効性もあるということにもなっていくはずなんですよね。そういう意味から十分吟味して中身を検討しとく必要があるんではないかなというような立場から委員会としての審議をどうするかということについての今後の方向付けをはっきりしといてほしいとそういう風に思うんです。

総務部長

ただ今、後期5年間の関係について町としての今後5年間何をどういうな形でしていくかということについて取りまとめさせていただいたというものでございます。この関係につきましても、毎年ローリング計画で見直しをしております。そういった事もありますので、議員の皆さん方から頂いたご意見を聞かしていただく中で、反映する機会もあろうと思います。いつもこういった見直しといいますか、そういった方向で常にそういった視点で立って進んで行かなければならんという事も肝要でございますので、そういった視点の中で議員の皆様方の意見も反映させていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いの方申し上げます。

松田委員

僕は理事者側に聞いてるんではないんですよ。委員会として今後ど う対応するんかという関係について明確にしといてほしいと、取扱い を、いう事を申し上げてる。いずれにしてもですね、僕は欠陥として はね、議会は報告を受けるという関係については、単に報告、その時 だけ聞いたと、いうことになって終ってると思うんですよ。そしてそ れの良し悪しという関係については、その思いつきの関係について、 その批判してると、或いは注文をつけてると。いうことはあるんです けれども、本当に総合計画というものが、理事者側が提供してる問題 についてですね、議会としても或いは所管の委員会としてもほんとに 十分把握しながらね、取り扱いをしてるんかというと必ずしも僕はそ うなってない向きがあると思うんです。それは無責任だと思うんです。 だからそういう意味合いで、せっかくこうして始点を出されてるわけ ですから、その中身というものについて十分に精査をしながら、十分 我々も理解をしながら、そしてその積極的に共に町の発展のためにと いうことで行動を展開していくわけですから、そういう意味では十分 にやっぱ対応し中身を精査しておく必要があるんではないかなと、や やもするとそういう事について不十分な面があるんではないんかなと いう風に思いますからね、前期と後期の関係、今出されてるわけです |か、前期はどういう意味合いでこれ出されれるのか、まだ中身見てな いからわからないんです。総括的な意味のものであるのかですね、或いは事柄を列挙してるだけのことであるのか、或いは先程言われてますけど、毎年の関係というのは決算なんかで出てくる関係がですね、いわゆる毎年の関係になってきてる。予算の関係では毎年単年度の関係で出てくる。そのことで割りきってしまえば割りきったように思うんですけども、あまりにもやっぱ勉強不十分と言われても仕方がないんではないか。そしてその仮に言葉できれいにですね住民の目線をと言ってもですね、本当にその住民の立場に立って会話してるんかということになってくると、いささか我々としても疑問を持たせるというような関係があるんですからね。せっかくの機会ですんで、この際ですね、委員会としてももう少し本腰入れてね、検討して或いは勉強するということがあってもいいんではないかなという風な気がするんですけどね。どうなんでしょうかね。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時18分 再開)

委員長 それでは再開いたします。

ただ今、松田委員の方からご提案ありましたように、この件につきましては、より深い理解をしたいということで次回委員会まで、審議またしたいと思いますので、そのように取り扱いしたいと思います。

松田委員 それでいいんですけどね、あとは質問ないんですか皆。取り扱いだけ決めてらそんでいいという事。

木澤委員 私も松田委員おっしゃるように、中身を見てまた質問等も出てくる と思いますんで、本日はまだしっかり目を通してないんで、質問させ ていただく事項はございませんけれども、今後はやはりしっかり見て

委員会としても理解していけるような方向で審査をお願いしたいと思います。

松田委員

それとね、今ひとつ難しいことかどうかわかりませんけどね、僕は 出来るだけこの種の関係のものについてはね、事前に早くしてほしい と思うんですよ。その日当日ボンと配られてね、その報告やからそん でいいんじゃと言うて聞いた事に聞きとがめるというようなことで問 題の処理をしてしまうとね、今までだいたいそういう関係多かったと 思うんですよ。そのことについて我々自身が反省することは必要ない んかどうかということは、今、やっぱり僕はこういうものがただ本棚 の飾りものになってしまっているというような事ではいかんと思うん です。で、色々聞くとですね、あれに書いてあるこれに書いてあると いうことになるんですから。そうしますと我々勉強してないというこ とにもなるんですから。少なくともね、真に検討を求めて、本当に内 容を理解してほしいということであれば、事前に配るとかですねそう いった配慮は当然されるべきことであろうと思うし、またそういうこ とが望ましいんではないか。そのためにやっぱ委員会の打ち合わせそ の他の関係もやられてるんだと思いますから、十分やっぱそういった 面についての配慮をしてほしい。特に我々、この場所に座るまでです ね何が今日諮られるのか全然わからんと。いうような格好になってき てるんですよね。そして正副委員長だけ打ち合わせしてるというだけ で終ってるわけですけれども、それで十分な場合もありますし、しか しこの種の関係についてはですね、僕はそうでないと思うんです。そ ういう事になってくると、もっと議会の、或いは委員会の審議の内容 を充実させていこうという配慮をするならですね、そういった面につ いての十分な配慮をしてもらわないといかんのではないかなと。そう いうことにしていかないと議会の質を高めていくことにはならんのと ちゃうかなというように思いますんでね、あんまりこの議会そのもの も委員会そのものもマンネリ化しないように絶えず切磋琢磨していく という信念、思想というものが大事ではないかなということをこの際 強く申し上げておきたいと思うんです。

委員長

委員長といたしましても、今後、その辺十分注意いたしまして運営 に努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

他にございませんか。

(なし)

委員長

それでは、10時40分まで休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長

次に、(2)第2次斑鳩町男女共同参画推進計画について報告を求めます。

企画財政 課長 それでは、各課報告事項(2)第2次斑鳩町男女共同参画推進計画について出ございます。まずもって、この資料につきましても本日提出させていただきました事につきましては、お詫びを申し上げたいと思います。なお、この内容につきまして説明させていただきますけれども、これにつきましては、男女共同参画推進委員会におきまして、昨年6月から6回にわたりましてご審議いただき、去る3月22日にご提言をいただいたものでございます。そのご提言を踏まえまして、策定いたしましたのが本日ご報告申し上げております「女と男が輝く未来計画一第2次斑鳩町男女共同参画推進計画一」でございますので、よろしくご理解を賜りますよう、まずもってお願いを申し上げます。

それでは、お手元の資料の方にナンバー7-1、女と男が輝く未来 計画、それと7-2としましてその概要版、2つ付けさせていただい ております。この男女共同参画推進計画の策定については、平成8年 に策定いたしました第1次の男女共同参画社会推進計画にあたります、 女と男が輝く未来計画の計画年度が平成17年度末までとなっておりました事から、新計画の策定について、昨年度にその委員会において ご審議をいただき、ご提言をいただいたものでございます。

それではこの計画書の資料 7 - 1 の方ですが、3ページ中ほどをご覧いただきたいと思います。3ページの中ほどでございますが、計画の構成といたしましては、計画のテーマでございますが、「女と男がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」という風にいたしております。そのテーマを実現するための3つの基本目標、次の4ページでございますが、4.計画の基本目標のところでございますが、3つの基本目標を掲げております。基本目標の1といたしまして、男女の人権を尊重しあう、基本目標2といたしまして、あらゆる分野への男女共同参画をすすめる、基本目標3といたしまして、生涯を通じて安心して暮らせる生活環境を整備する、とそれを実現するための10の基本課題、具体的な推進のための19の基本施策と、施策の内容でこのあと構成いたしております。

また、男女共同参画社会は、行政の取組みだけでは実現させることができず、町民・事業者の皆さまの取組みが非常に重要となることから、各基本課題ごとに、「みんなで取り組もう!町民、事業者のみなさんにできること」という項目を掲げ、積極的な取組みをお願いしております。

5ページでございますが、6. 計画の期間でございますが、平成18年度から平成27年度までの10年間としておりますが、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うことといたしております。

それでは、計画の内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。23ページをお開きいただきたいと思います。

まず、「基本目標1 男女の人権を尊重しあう」を実現するための 基本課題としましては、「基本課題1. 男女平等意識の醸成」、「基 本課題2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実」、「基本課題 3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げております。 24ページでございますが「基本課題1.男女平等意識の醸成」では、家庭、職場、地域、学校など暮らしのさまざまな場面におけるしくみや習慣などに深く根付いている性別役割分担意識を解消し、性別にかかわりなく、一人ひとりが個人として尊重される男女共同参画社会を実現するためには、まず、意識改革から取り組むことが重要であることから、基本施策として、「男女平等意識を高めるための啓発」「人権尊重意識に基づく情報学習と情報発信の推進」を掲げているところであります。

次に、28ページから32ページが、「基本課題2.男女共同参画を推進する教育・学習の充実」を掲げておりますが、その中で要約いたしますと、「社会的性別」すなわちジェンダー、にとらわれないで、男女共同参画について正しい意識や自立した考え方と行動を身につけられるよう、家庭、学校、地域における男女平等に関する教育・学習の推進を図るため、基本施策として、「保育園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進」、「男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進」を掲げております。

次に、33ページから36ページでありますが、「基本課題3.女性に対するあらゆる暴力の根絶」では、女性の人権を守り、みんなが安心して暮らせる社会を実現するために、女性に対する暴力を根絶する取組みを総合的に進めていく必要があることから、基本施策として、「女性に対する暴力の根絶に向けた意識づくり」、「女性に対する暴力根絶のための対策の推進」を掲げております。

次に、37ページをお開きください。「基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画をすすめる」を実現するための基本課題といたしましては、「基本課題4.政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「基本課題5.男女共同参画の視点に立った家庭・地域づくり」、「基本課題6.働く場での男女共同参画の促進」を掲げております。

38ページから41ページでございますが、「基本課題4.政策・ 方針決定過程への女性の参画の拡大」では、あらゆる分野で男女双方 の意見や考え方が対等に反映されるようにするためには、政策・方針 決定の場への女性の登用を進めると同時に、女性自身がそうした場に 参画するための力をつけていくことが重要であることから、基本施策 として、「町における政策・方針決定過程への女性の参画推進」、「事 業所における方針決定過程への女性の参画促進」、「地域活動等にお ける方針決定過程への女性の参画促進」を掲げております。

次に、42ページから46ページでございますが、「基本課題5. 男女共同参画の視点に立った家庭・地域づくり」では、性別に関わりなく家族の構成員が対等に家事・育児・介護等を担うことの重要性について、理解を深めるよう啓発と学習機会の充実に努めるとともに、地域住民が安心していきいきと暮らせるよう、男女がともに積極的にまちづくりや地域活動等に参画する条件整備を進めるため、基本施策として、「男女がともに支えあう家庭づくりの促進」、「地域社会における男女共同参画の促進」を掲げております。

次に、47ページから52ページをご覧いただきたいと思います。これは「基本課題6.働く場での男女共同参画の促進」では、働く場における男女平等を達成するために、事業者をはじめ、男女労働者の意識の変革を図るとともに、職業生活と家庭生活の調和のとれた生き方を実現できるよう、男女が働きやすい環境づくりを促進するため、基本施策として、「職場における男女共同参画の促進」、「女性の就労支援の推進」、「職業生活と家庭・地域生活との両立支援の推進」を掲げております。

次に、53ページをご覧いただきたいと思います。「基本目標3. 生涯を通じて安心して暮らせる生活環境を整備する」を実現するための基本課題といたしましては、「基本課題7.子育て環境の整備」、「基本課題8.多様なスタイルの家庭への支援」、「基本課題9.高齢者や障害を持つ人が安心して暮らせる環境の整備」、「基本課題10.生涯にわたる健康への支援」を掲げております。

次の54ページから56ページでは、「基本課題7.子育て環境の整備」では、子育てにおける父親の存在の重要性を認識し、男性が子育てに積極的に関われるよう総合的な支援を行うとともに、地域にお

ける子育て支援を充実させるなど、子どもを産み育てやすい社会環境の整備を進めるため、基本施策として、「子育て家庭への支援の充実」 を掲げております。

次に、57ページから59ページでは、「基本課題8.多様なスタイルの家庭への支援」でありますが、ひとり親の家庭や在住外国人家庭であることに生きづらさを感じることがないよう、多様な生き方を認め合える意識の醸成とともに、それぞれの家庭が安心して暮らせるよう、基本施策として、「ひとり親家庭への支援の充実」、「在住外国人家庭への支援の充実」を掲げております。

次に、60ページから63ページでは、「基本課題9. 高齢者や障害を持つ人が安心して暮らせる環境の整備」でございますが、ここにつきましては、年齢に関わりなく、また、障害を持つ人も持たない人も、すべての人が健やかで生きがいのある生活を送ることができるよう、高齢者や障害を持つ人が自立して暮らすことができる社会基盤を整えるため、基本施策として、「高齢者や障害を持つ人への支援の充実」を掲げております。

最後の基本課題、64ページから66ページでは、「基本課題10. 生涯にわたる健康への支援」でありますが、すべての住民が生涯にわたって心身ともに健康的な生活が送れる環境づくりを進めるとともに、性と生殖の健康・権利の考え方をもとに、一人ひとりが自己の心身の問題を主体的に受け止め、管理していく意識を持てるよう、基本施策として、「生涯を通じた心身の健康保持・増進」を掲げております。

最後に、67ページ以降では、計画の推進についてまとめさせていただいております。内容につきましては、「総合的な推進体制の整備・充実」、「住民と行政の連携・共同による推進」、「男女共同参画施策推進拠点の整備」、「男女共同参画施策の進行管理、評価の推進」を掲げております。

今後の取組みといたしましては、平成18年度中に、所管課や事業 内容、実施時期を盛り込んだ実施計画を策定し、計画の着実な進行を 図って参りたいと考えております。資料7-1につきましての説明は 以上でございますが、もう一つの資料として7-2、女と男が輝く未来計画、概要版でございます。第2次斑鳩町男女共同参画推進計画、概要版を提出させていただいておりますが、現在印刷作成中でございまして、8月までには、各戸配布を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上で、簡単ではございますが、第2次斑鳩町男女共同参画推進計画についての説明を終らせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりました。これにつきましても、先ほどの案件と同じで本日お配りしたばかりなんで、まだちゃんと読んでいただいてないと思います。これも引続き次回にもご意見お聞きしたいと思いますが、その前に今日、お聞きしておきたい事があれば、お伺いしたいと思います。

嶋田委員

私もこの審議会に参加させていただいてまして、各委員さんの色んな意見や提言を理事者側が吟味されましてですね、その意見をこの中に反映させていただいておりますことは、審議会の各委員さんも高く評価されておられましたんで、その事に関しましてはどうもありがとうございました、と申します。その中でですね、最多のものは、審議会、女性委員の割合をたいがいのところは30%なんですけれどもそれを35%にすると、バーを引上げたという事が一番の大きな事になるんではないかなと思います。ただし、そのバーを高くした分それをクリアしていく努力はまた高くなっていくんではないかなと、このように思いますので、理事者側のこれからの取組みをよろしくお願いしたいと思います。

それとですね、入札言うんですか指名願いの申請の分ですね、の時 にアンケートをとられたと思うんですけども、それのまとめ言うんで すか、そういう風なんはだいたいいつ頃出てくるんですかね。 企画財政 課長 今現在集計をしておる最中でございまして、あと一月程度ご猶予を いただきたいと思います。

嶋田委員

また出ましたら、その内容も吟味していただいてですね、また委員 会に報告願えたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長

他にございませんか。

松田委員

この女と男が輝く未来計画の関係として、この種の関係、今までに も立派なもの配布されてるよね、作って。どこがどう変わってきてる のかと思うんですけども、ほんとにこれ、一般うけすんねやろか。何 か学者とか専門的な人だけの資料、あるいは論文をまとめたようなも のの形という風に思われて仕方がないんですけどね、ほんとに女と男 が云々という事、実際にはどうなんじゃろと。ある意味ではかつてや っぱり部落差別の問題で人権の云々、色々やかましい言いましたね、 この頃、人権と置き換えてみたりあるいは男女共同参画社会と置き換 えてみたりしてるだけ、この部落解放で言うてきた関係がそういう風 に置き換えられてきてるんかなという感じもするんやけどね、なかな かこれは一つの男女平等という関係と一緒だと思うんですけどもね、 今までの日本の美徳というのか美学というのか、あるいは女は弱い者、 男は強い者、男は外で働く者、女は家庭を守る者という伝統を変えよ うとしてるんですよね。本当にそういう事になってんのかなと。どう も一般向けしてないなというように思うんですけどね、どこがどう変 わって推進計画になっていくのかなという事で疑問に感じるんですけ どね。今まで何回かこういう計画の推進が図られてきてるんですけど も、今までのところ取組みとしては成果が上がっているんか上がって いやへんのか、どっちなんでしょうね、これは。各家庭について男女 共同参画社会というものがどの程度まで定着してきてるのか、という 事になってくると、いささかやっぱりまだ疑問やという風に思うんで すよね。ここにも書いてるものがあるんですけど、端的な関係で家庭 内暴力というのは減ってきてるんやろか増えてきてるんやろか、あるいは離婚の関係というのは、これで見てるとだんだん増えてきてるんですけども、それはなぜ増えてきてんねやろかと、それは権利意識が高まってきたから増えてきてんのか、それとも暴力行為というものが依然としてあるからそれに耐えられないという事が原因で離婚という事に追い込まれてきてるのか、あるいは経済的に自分にみられる様相になってきたという事になって女が強くなってきたからそういう事が出てきてんのか、この辺のところなんかの分析っていうのは一体どうなってきてんのかなという風に思うんですよね。

それとあわせて大抵のところは男女共同参画社会というような事が 奨励されてる動きもあるんでしょう。そういう意味で世間一般的にで もですね、いわゆる女性の関係というのは女性部会とか何とかという 関係、みな会の関係が変わってきてるんですけどね、斑鳩町の婦人会 だけは婦人会と、依然としてそのままの形になってきて、この問題な どについてどの程度取組んでるのかなという事についても、あんまり 総会資料なんかを見てもはっきりせーへんし、そういう関係について どういう事を取り扱ってるかとか、あんまりないように思うんですけ ども、そういった面から見てて一体どうなんじゃろなと、さらにはこ の年金制度の関係なんかでもそうですね。いわゆる1号年金の関係に ついてはサラリーマンの関係なんかについて、男子が、働いてる人が 主になって、従になっている関係というのは年金関係についても、規 則の関係みなそうなってる。だいたい従になってくる、主従の関係で すね、そういう面が直されてきてない。最近かなり議論されるように なってきてるけど、そういうところにもやっぱり出てきて、なかなか こういう書いたものを配っただけで、そういう事になっていかな実感 として湧いてこんの違うかなという感じもするんですけど、その辺な んていうのは一体どうなんでしょうかね。それぞれの家庭見て、ほん とにうちは男女共同参画社会、男女平等、人権云々とモデル的な事や 言うて手挙げられるような状態というのはどの程度あんねやろな、と いう風な事を考えていくと一体どうなんのかな、というような感じ、

絶えずこう疑問に思うんですわ、ほんとのとこは。だから公的に建前は別として実際的にどうなんじゃと、ほんとにこういう関係について、そういうところの議論というのになっていくんかどうか、その事がほんとに役立っていく事になるんかどうか、こういう関係が、という事について多少疑問持つんですけど、どうなんでしょうかね。

うちの委員会でも嶋田さんなんか入ってくれてんねけど、この関係なんかにね、一体どんな議論されてんねやろなというように思うんです。理屈は分かるんやけども、なかなか実際とはマッチせーへんの違うかなという感じがしてるんやけどね、その辺どうなんでしょうね。

嶋田委員

委員会に入らさせていただいてまして、私が最初思ってたんとは多 少違うような形なんですけれども、一応は指標ですね、目標、こうい う風にしたいという事に向けて、こうこうこうしたらどうやという風 な議論が割となされておると。ただし、委員さんの中に、例えば男女 混合名簿、学校でやられてる、それに懐疑的な方もいらっしゃいます し、いろんなご意見を持っておられる方いらっしゃるんですけども、 基本的には指標、目標を掲げるという形の委員会での論議ですかね、 そういう風な傾向にあるという風な事ですね。私も種々意見は出さし ていただいてますねけれども、私も女性会議等に参加して、その中で 思ったような意見は出させていただいてますねけども。各家庭でも男 女共同参画社会という事で、100%の男女共同参画じゃなしに、こ の部分は私は、共同参画という頭もないんですけども、手伝おかとか、 そういう風な形での進め方にはなってきてるとは思います。

松田委員

この問題については、かなり行政としても力入れているわけですよね。役場職員の関係でも課長以上というのはほとんど推進委員になってんの違うかな、と思うんです。だからそういう意味からいくと、よっぽど理解が深まってるし、よっぽど町全体としても進んできてもいいんやろと思うけど、どうなってるのかな、実際は。

助役

この女と男が輝く未来計画の推進については、斑鳩町が市町村で初 めて行動計画を立てました。やはり私は思いますのは、女性の差別か ら出てきたものだと、それと同時にやはり女性の地位向上によって、 男性も女性も同じ立場で、同じ意識で、同じ職場で、同じ地位で働く、 また行動していくという事のやっぱり社会にすべきであるという事が 基本だと思うんです。町におきましても、女性の職員の登用につきま しても、色々努力をしております。ところが、なかなか女性の皆さん は管理職に試験を受けない、これはもう事実です。というのは、管理 職が色々住民に対して、指摘されまた色々な苦情を言われている、そ の状況を見てるの違うかなという事。しかし、やはり管理職になって、 そして男性も女性もですね、同じ対等な立場で意見が言えるようにや っぱり地位を向上して欲しいという事で進めてます。残念ながら現在 女性の課長は誰もおりません。ただし課長補佐はおります。従ってこ の課長補佐もいずれは課長になってくると思うんですが、やはりそう いう中で、女性が管理職を受ける環境を整えていかなければならない と、このように常に思ってます。これはどうすればいいかという問題 なんですけど、非常に我々も苦労しております。いずれにいたしまし ても、全国的に見て、女性のいわゆる登用については、積極的に進め るよう国からも言われてるわけでございます。また県の方も非常に女 性の登用も多いという事もございます。何とか色々な手法を講じて、 いずれにしてもそういう女性の管理職の登用の向上を図るような形に 進めていきたいなと思っております。

松田委員

僕は非常に難しい問題やと思うんですよね、だから差別をなくしていこう、人権を尊重しようという事についてはいいんやけども、男と女の関係というのは昔からずっと伝統的に繋がってきてる関係だけにですね、平等と言いながらも本当の平等の状態になってるんかどうかと言うと、必ずしもそうでないという風に思うんですよね。助役さんが確かに管理職云々という事で管理職になって色々仕事熱心にも結構なんやけど、仕事熱心になって家の事一つも放ったらかしにしたら、

おやっさん怒ってしゃあないんやな。食べるものでもようせえへんと いうて、仕事仕事というような事で言うて怒る、これが家庭不和の原 因になると、ところが収入があるさかいに女の人はだんだん自分ひと りでもいけるわという事で生きていくという事になってきたら、だん だん柔和どころか不和になってくるんですよね。そういう関係という のもないとは言えんわな、というようなことからいくと、色々難しさ があるし、やっぱり相互矛盾をきたすと、本来男と女が同じものであ るという関係が、どうしても今までの習慣から言ってみてもないわけ やな。先ほど嶋田さんも手伝おか、というような事言う、機嫌のいい 時はそう言うてる。そっから機嫌悪いかったら黙っとれ、という事に なって言う。それで口だけならいいけど手があがってしまう、という ような関係になるという事が僕はしばしばあると思うんや。だからそ ういう事からいくと本当に男女共同参画社会という関係というのは難 しい問題であるけども、ただ単にいわゆる公の、外向きの関係だけで なしにうちらからの関係がどう作られていくんかどうか、という事が 大事だろうと思うし、悪い事やとは言いいませんねで、いい事やと思 うんやけど、非常に難しい問題やと。ただ単にこういう事について言 うけども、ちょっとも実行が上がってんのどうかというのは、関係に ついては分からんけどですね。だから斑鳩町は男女共同参画社会の推 進の関係についてはいい方なんですかな、どちらなんですかな。よう 進んでるんですか。それとも、何か判断する材料というようなもの、 何かあんのかな。そういう面についてちょっと聞かしてもらいたいと 思います。

助役

私は先ほども申し上げましたように、男女共同参画推進計画というのが、奈良県では斑鳩町が初めて計画をもったわけです。そういう事と同時に、これは実施計画にも進んでいる、気を付けておりますし、また本庁の推進本部、これもやってます。そういう中で、私から判断すれば内容的には進んでるの違うかなというような解釈をもってます。従ってこの計画を定めた以上ですね、やはりこの計画に基づいて、そ

して推進していかなければならないと、このように思っています。

松田委員

僕はね、助役さん言われるように、やっぱり判断する材料というの は、形式的に物事を進んでいくという風に見える状態と実際的な関係 は違うと思うんですよね。男女共同参画社会の関係というのは僕はそ うだと思う。目に見えた関係で、世間的な関係でという事になってく ると、ここに書いてるような事かも分からん。ところが実際はそうで ないんと違うかなと思うんですよね。ほんとに男女共同参画社会だと いう声を広めてね、斑鳩町はこれぐらいは、と言えるような状態って いうのは、ほんとに何をもって言うのか、という事になってくるとあ んまりないん違うかなと思う。おとなしい土地柄やという事は言える んかも分からんけどもね。それは一つの、これは言うていい事かどう か分かりませんけども、今まで部落解放運動を熱心にやっておいでに なった地域の関係から見ると色々な見方があるという風に思うんです よ。ところがそれは民族性、地域性という関係かあるいは差別を受け てきた形の中から、闘いの過程の中から芽生えてきたものであるとい う事と、こういう関係というのはどうかと言うと、民衆から放棄した 云々という事でなくて、官制でね、上からやりなさい、やりなさい、 という事になってきて言うてきてるという事だけになるとですね、あ んまり過程的にはほんまやなと。昔みたいなわけにはいかんという事 が分かるか分からんけどね、ところがなかなかこういう関係というの は書いてるような関係にはならんのと違うかと。あるいは過程的にも まだ容認できない用途というのがあるのと違うかというような感じが しているんですけどね、だからこれは色々と配ってくれても結構だと 思うし、実際に配ってくれてもそれほど関心を持って皆見てくれる状 態になってるのかどうか、というとややもすると、そうではなくて、 一部の特定の人の関心になっている。学問的な関係の配慮、あるいは 行政的な一つの、進めているんだという事のバロメーターとなるだけ の関係の指針として利用してるという事にしか思えんねけどね、ちょ っとそれは言い過ぎかも分からんけども、どうなんでしょうかね、僕 はあんまり期待できないと思う、期待できない事がいかんのか分かりません。古いんかも分からんけどね、わしらの考え方が。できるだけ家庭の事を思いながらでもやっぱりまだまだ不十分なんかなと。それは基本的な問題と現実的な問題と、色々あると思うんやけどね、だから素通りしてきて計画、あれもいい、これも結構、結構なこと間違いないけど、ほんとにそういう事なのかどうかということになってくると、僕はそうでもない。これを何べん作り変えてみてもあんまり大した事ないと思うんですわ。僕も一年に1回か2回程しか見ないような格好や、今までのとこ。家でも置いてあるやつこれ位の厚さのもので立派なやつありますよ、また見るけどね、さほど変わってないなというようにも思うんやけど、今度この中身がよほど芸術的な面で変わってきてるという風に言えるんかどうかという風に思うんやけど、その辺のところどうなんでしょうかね。

だから社会でも、ほとんどのとこで婦人会というのが少ないでしょ、女性部会とか何とかいう格好にして、色々変えてきてるでしょ。せめて呼び名だけでも変えていこうという事から始まっている状態ですよね。ところが依然として斑鳩町の関係、町の婦人会という関係についてはちょっと変わってないわな。依然として同じような形。行動しているもん同じようなという格好になってきて、こういう関係についての啓蒙、啓発、ほんとになっているのかというと、そうでもないというように思う。そういう事からいくと斑鳩町というのは奈良県下の中でも進んでる方なのか、そうでもないという事なのか。行政としての取組みはなかなか熱心やけども全体的にはそうではないという事なのか、その辺についてちょっと分からんし、聞かしてもらいたい。斑鳩やったら進んでんねやと言うなら、そうかと言うて胸張って言えるんやけど、どうもそうでもないんと違うかなという感じもするし。一体どう判断したらいいのかな、と思うんやけど、この辺どうなんでしょうかね。

助 役 もちろん我々といたしましては、このような男女共同参画推進計画

というものが樹立した以上はですね、これに基づいて多くの皆さんが参加をしていただく。もちろん女性の方が参加すると同時に男性も同じく参加するというような方向性をもっていかなければならないと、このように思うわけです。今も松田委員がおっしゃったように行政が積極的に、これは確かでございますけども、最近はいかるがKAIGIを含めた中で、女性の皆さんが男女共同参画推進計画の中の議論をしていただいているというような経緯もございます。そういう事を含めまして、やはり我々といたしましては、この未来計画に基づいて積極的に多くの住民が参加するような環境づくりをしていきたいと思っております。

松田委員

この関係は例えば一番裏面の関係、第3次総合計画でね、4つ書い てますよね、健康いかるが21計画、健康管理など。斑鳩町介護保険 事業計画、それから次世代育成支援行動計画、障害者福祉計画、これ もう現在でもやってるわけですよね。むしろ男女共同参画社会という 関係よりもむしろ世界共通の問題としてお互いにこの関係については、 強化してますし事業執行もやってますよね、殊更に男女共同参画社会 というような関係に結びつけんかって、そういう事でしてるわけです よ。そういう事を充実していけば必然的にこうなってくるという事で すけど、この連携というのはほとんどみんなしてるわけですよね。だ から、僕は結構そういう事でやってるし、その事が女と男が輝く未来 計画につながっていくんや、という事になるんかどうかね。例えばこ れ卑近な例ですけどね、例えばうちの町内会の関係でも、僕は老人会 の会長やってるけどね、80歳以上の関係になってくると女の人が2 0人以上いてんねん、うちの関係では。男の人で80歳以上になった ら4人しかおらへん。80まではだいたい同じ位ペアでいてはんねん や、なんでやろ、これ。寿命の関係、寿命というのかどうか知らんけ どね、やっぱり長生きするという関係は女の人が長くなってると、男 の人が短い、平均寿命とか統計から見ても。それは、どっちが輝けん ねやろ、女と男の関係。同じようにというわけではない、女の人が長 生きしてんねんや、まあ言うたら。男の人が早死にしてんねん、まあ 言うたら。そしたら輝いてるのはどっちなんやろ。

助役

これは、どちらか言われたから、女性の方という位置付けをしなければならないわけですけど、当然男女共同参画社会ですから、男性も女性も同じ地位で同じ条件で協力し合うという事でございます。

松田委員

もう終っておきます。

木澤委員

こういった計画を作って、総務の担当する課だけじゃなしに、保健 センターなどでパパママスクールとかやってる時に、そういった時に もこういったものっていうのは反映させていただいてると思うんです けども、その辺についてちょっと見解を聞かせていただけますか。

企画財政 課長 先ほどありましたように、この計画につきましては、それぞれの色々なセクションでの施策、これについてやはり男女共同参画の推進という立場からそういった施策を考えていただくと。今後、パパママスクールにつきましては、今までの実施計画の中にもあったわけですけれども、そういった一つの事業をとってもこれを継続していかないかんといった中での位置付けを、再度実施計画の中で見直していく、参加率等もございますけども、中で今後子育てや保健・福祉などに関する計画とも連携しながら男女共同参画計画を位置付けて、町全体の事業の中に横断的にこの計画を盛り込んでいく。また意識をしていただいて、それぞれの計画を策定しなければならないと考えておりますので、よろしくお願いします。

木澤委員

そういった各課の横の連携もしながら、一人ひとりの住民さんにより理解していただけるような取組みを行っていただきたいというのと、あとなかなか、伝統という事でですね、女性が家事をするとかいう事でやってきてはるという事あると思うんですけど、私なんかの年代で

言うと、だんだん変わってきてるところはあるのかなと。そしてやっぱりこの計画を策定して、お互い、女性はこういう時に困るとかいう事で男性はこういう時にフォローするよという、こういうものを策定していただいてる事によって、効果はなかなか見えないですけども、上がってきてるなという風に、私は感じておりますんで、これからもより一層取組みは頑張っていただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(3)第3次斑鳩町行政改革実施計画(前期計画)の見直し について報告を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、第3次斑鳩町行政改革実施計画(前期計画)の見直しについてでございます。お手元の方に資料8として、計画書を提出させていただいております。

これの経緯でございますけども、今日まで、斑鳩町では昭和61年3月に「第1次斑鳩町行政改革大綱」を策定、さらに平成8年5月には「第2次斑鳩町行政改革大綱」を策定、そして『社会情勢に的確に対応し得る組識の構築と、"心の故郷"となり活力と魅力ある地域づくりの推進』を基本方針に、第1次及び第2次の行政改革を実施してまいりました。そのような中で、「第3次斑鳩町行政改革大綱」を策定するため、平成13年12月から1年間にわたり、斑鳩町行政改革推進委員会にて慎重にご審議されまして、「斑鳩町行政改革大綱(第3次)」の答申をいただき、平成14年12月に答申内容のとおり大綱を策定したところでございます。またこのような中、総務省におきまして去る平成17年3月に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」という事でこれが国の方で策定されたわけでございますが、この指針の内容といたしましては、全国の自治体に、新たな

行政改革大綱・実施計画等の策定または従来の大綱・実施計画等の見 直しを行い、平成17年度、昨年を起点とした、おおむね平成21年 度までの具体的な取組みを、住民にわかりやすく明示した計画、すな わち「集中改革プラン」を、全国の自治体で平成17年度中に策定・ 見直し、そして公表することを要請しておる内容の指針でございます。 その取組み内容といたしましては、総務省が出されました地方公共 団体における行政改革の推進のための新たな指針の内容といたしまし ては、①事務・事業の再編・整理、廃止・統合、②民間委託の推進、 ③定員管理の適正化、④職員手当の総点検をはじめとする給与の適正 化、⑦第三セクターの見直し、⑧経費節減等の財政効果、等となって おります。そういった内容で行政改革に改めて取組みなさいというよ うな事で、国の方から指針が示されたわけでございます。しかし、斑 鳩町におきましては既にこの斑鳩町行政改革大綱(第3次)これは計 画期間は平成15年から平成22年までの間でございます。それに伴 いまして第3次行政改革実施計画(前期計画)これは計画期間が平成 15年から本年度、平成18年度までを既に策定をいたしております 関係上、また斑鳩町におきましてはその計画期間中であることから、 国のいわゆる集中改革プランに対応するため、既存の実施計画の一部 見直しを行うことによって、国の集中改革プランに対応をするという 事といたしました。この方法については、国の方も認められている対 応方法でございます。従いまして、昨年8月から各担当課におきまし て、見直し作業を進めていただき、本年、今年の3月に、資料8のよ うに、この第3次斑鳩町行政改革実施計画(前期計画)の集中改革プ ランに伴う見直しをさせていただいたところでございます。

それでは、その見直し箇所につきまして、簡単にご説明をさせていただきますので、資料8の3ページをまずご覧いただきたいと思います。3ページの一番上、7として集中改革プランへの対応、このページを追加させていただいております。この内容につきましては、今申し上げました内容でございますので、省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、集中改革プランの(2)斑鳩町における「集中改革プラン」に対する取組みでございます。ここからでございますが、集中改革プランに対応いたしました項目につきましては、新規追加した項目、また従来からある項目に関わらず、「集中改革プラン対応項目」といたしまして明記をいたしまして、その計画の項目の中に入れさせていただいております。特に数値目標等を追加した主要な項目は、最後に「VI章 集中改革プラン主要項目」として、従来の重点・緊急・推進課題という3つの区分とは別に、その詳細を設定し、再掲載をしております。

3ページの(3)計画期間としましては、この前期実施計画が平成 18年度を最終年度としているのに対しまして、集中改革プランの最 終年度は平成21年度であることから、この項目につきまして、その 間のスケジュールを新たに追加をいたしております。

続きまして、主な見直し項目についてご説明申し上げます。52ページご覧いただきたいと思います。この52ページが新たに追加させていただきました集中改革プランによります主要項目でございます。1つには、学校給食調理業務の委託があります。また次の53ページの重点課題、定員適正化計画の策定でありますが、職員数の数値目標を明確にして、平成21年度までの目標を追加いたしております。

次に、54ページの緊急課題、滞納整理による税負担の公平性の確保でありますが、数値目標を新たに設定しております。その下の重点課題、財政健全化の徹底的な推進でありますが、これにつきましては、単独町制を選択いたしました本町が、厳しい財政状況を改善するために新たに追加した項目でございます。

次に、55ページの緊急課題、公共工事コスト縮減行動計画の策定 でありますが、数値目標を新たに設定、21年度まで追加いたしてお ります。

次に、56ページの重点課題、効率経営の徹底及び水道料金の見直 しでありますが、これは水道事業の包括的業務委託に関する内容及び その数値目標を新たに追加しております。 次に57ページ、最後のページでございますが、緊急課題、国民保険税収納率の向上でありますが、数値目標を新たに設定いたしているところであります。

以上が、この実施計画の主な見直し項目となっております。

なお、後期の実施計画につきましては、来年度、平成19年度から、 平成22年度の4年間の計画で策定を考えており、今年度中の計画策 定を予定しております。

以上が、国の集中改革プランに対応いたします、平成21年度までの第3次斑鳩町行政改革実施計画(前期計画)の見直しについてのご報告でございます。。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりました。これにつきまして、何かお聞きしたいことが あればお受けいたします。

木澤委員

この行革の計画出してもらってますけど、お尋ねをしておきたいんですけど、先の住民検討会議の方から出されたものとの整合性ですかね、というのはどういう風に今後図っていこうと考えておられるんですか。

企画財政 課長 財政健全化検討住民会議の報告でございますが、これにつきましては10年間のスパンで平成27年度に財政構造の弾力性を示します経常収支比率を90%に抑制するという数値目標を掲げられております。また、行革大綱でございますが、これにつきましては、平成15年度から平成22年度までの8年間において住民参加をベースにした行政経営型の行財政システムへの構造的な改革を行うことといたしております。この行政改革大綱に基づく実施計画を4年間を前期、あと19年度から平成22年度まで4年間を後期に分けて策定するもので、その中で財政健全化検討住民会議でご報告いただきました事案につきましては、10年先を目標とされておりますが5年を一区切りとして、

また検討会議のご意見を参考にできるものとできないものとの取捨選択も必要ではないかと考えているところでありまして、持続可能な財政体質の確立に向けて実効性のある財政健全化計画の策定に努めてまいりたいと、そういう関係で行革と財政健全化検討住民会議の最終報告を財政健全化計画の策定に盛り込んでいくというように考えているところであります。またこの素案につきましては、議会にもご相談申し上げたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

木澤委員

国の方が示している集中改革プランも新たに項目として載せてもろてますけども、以前にこの委員会でも意見があったように、とにかく削減すればいいという事になってはいけないと思いますので、その辺のところも十分議論できるような形で委員会にご提案いただきたいという風に思います。

あともう一点、今ぱっと見て気になったんですけども、経常収支比率、数値目標として94%、平成21年度で94%にするという風に目標がありますけれども、これはここまで経常収支比率を抑えると、基金を取り崩さなくても予算が組めるという事で、数値を目標にされているんでしょうかね。

企画財政 課長

54ページの関係でございますけれども、平成27年度が経常収支 比率90%という事で、今21年度で94%で私どもが今考えており ます持続可能な実効性のある財政体質というような事の目標となりま す経常収支比率、21年度はこの率という事で考えております。

木澤委員

分かりました。またこれもしっかり読ませていただいて、今後も色々と議論をさせていただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、次に、(4)斑鳩町子ども文化体験プログラム について報告を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政 課長

それでは、(4)斑鳩町子ども文化体験プログラム事業についてで ございます。資料の方はお手元のほうに資料9として資料を配布させ ていただいております。資料の方をご覧いただきたいと思いますが、 この「斑鳩町子ども文化体験プログラム事業」につきましては、文部 科学省の「地域教育力再生プラン」に基づき、国から委託されます「文 化体験プログラム支援事業」として、国の委託金によって実施されま す事業であります。今回、町内の住民グループであります「まちづく り斑鳩太子塾」におきまして、この「斑鳩町子ども文化体験プログラ ム事業」として積極的に企画をしていただきまして、太子塾の皆さん が検討された事業計画書案をもとに、町が平成18年度の地域教育力 再生プラン・文化体験プログラム事業の申請を行いましたところ、県 の方へ国から内示があった旨の電話連絡があり、採択される見込みと なりました。事業実施にあたりましては、新たに町が主体となる実行 委員会を設立し、事業を実施していくこととしてなり、去る5月11 日に「斑鳩町子ども文化体験プログラム実行委員会」を設立いたして おります。事業の具体的なプログラムの運営に当たっては、太子塾の メンバーの皆さんが中心となって、企画財政課がその活動を支援しな がら進めていくことになります。また事業費でございますが、今のと ころ文部科学省からの内示額は428万4,000円であり、国から 実行委員会に支払われることになっております。

資料9の概要をご覧いただきたいと思いますが、まず事業計画では、 斑鳩町の子どもたちに、世代を超えた地域の人たちとお互いを思いや る心、助け合う心、感謝の心を大事にしてもらう。また、地域性のあ る個性のある事業を行い、参加者自身が文化芸術に触れることで、豊 かな人間性と多様な個性を育んでもらうこととしております。事業目 的としましては、斑鳩の子どもたちに、世代を超えた地域の人たちと、 子どもたち自身が、文化芸術に触れることで、豊かな人間性と多様な個性を育んでもらうこととしております。プログラム内容としましては、一番下の4、開催プログラムにございますが、7つの教室の開催を計画いたしております。具体的には、もう一つの資料であります、この文化体験プログラムの募集チラシにもありますが、7つの教室を今年の7月から2月までの間に、各教室1回から6回開催することになっております。また、全教室が終了しましたあかつきにはいかるがホールにおきまして、全教室の成果発表会として、舞台発表やパネル展示を計画しているところであります。

なお、このチラシにつきましては、6月広報に折り込みで各戸配布 をしていく事としております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町子ども文化体験プログラム事業についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりました。何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員

この斑鳩町子ども文化体験プログラム事業の概要の説明をですね、 この委員会でされる意図としてるのはどういう事なんですか。

企画財政

課長

このチラシがですね、6月の広報に折込で配布をいたしますので、 その関係で事前の委員会に報告をという風に思いまして、本日提出さ せていただいたものでございます。

松田委員

斑鳩太子塾というのはどういう団体で構成してるんですか。

企画財政 課長 住民の町づくりに関心を持たれる方が、それぞれお集まりいただきまして、毎年町づくりに関するイベントをやっていただいているところであります。そういったそれぞれお仕事を持つ個々の住民の方でございます。

松田委員

あのね、いわゆる民間主導で実施をしてるという事ですよね。これ、協力団体としてね、斑鳩町なり斑鳩町教育委員会なりあるいはPTAの連絡協議会なり福祉協議会が入って、まちづくり斑鳩太子塾というのも入ってるんですけど、協力団体になっていて実行委員会の事務局が役場の企画財政課になってる、という関係ですよね。いわゆる民間が主体でやってる問題について行政が事務局を受け持ってるという関係については、これどういう事になるのかね。

企画財政 課長

あくまでも実行委員会の事務局としまして、経費の出納とか会計事務、こういった事で町としてお手伝いをさしていただくという風に考えております。

松田委員

ちょっと分かりにくいんですけどね、町としては全然支出してない んですか。

企画財政 課長

町としては支出しておりません。ただ、細かい事になりますと、事務的なこととか印刷とか、そういった形ではバックアップさせていただく事はございます。

松田委員

僕は協力団体として名前を連ねているという事は一体どうなんかと思うけども、事務局をね、行政がね、しかも企画財政課で事務局を持ってこれをやっていくという事の合理性について、果たしていいというんやろか、という風に思うんですけど、この辺についてはどうなんでしょうかね。民間が下になって実施をし、計画をし、具体化をしていく、町は協賛しているという関係について異論はないけども、事務局を企画財政課で受け持って、受付からその他事務の一切合切をやっていくという関係について、果たして合理的なのかどうなのか、という風に思うんですけどね、どうなんでしょうか。

企画財政 課長 申し訳ございません。この事業につきましては文部科学省からの補助金を受ける関係で、実行委員会が市町村または市町村が中心となり設置するもの、実行委員会を設置するものという規定がございまして、こういった関係上、行政の方が事務局を担当すると、このように考えているところでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

松田委員

もし、この斑鳩町なども実行委員会の中に入っているからという事であるんなら、実行委員会の構成名簿は次のとおりであるという事なら分かるんです。ところが、実行委員会という名前にして、主催として、それで町の関係とか教育委員会とかいう関係は協力団体としてるわけですよね。こういう関係については、全く町が関係を持ちながらですね、町が持ってるという関係にどこでどういう風に取組みをしてるんか、という関係については曖昧なんですよね、明らかにされてないんです。少なくとも恐らくこの実行委員会がどう設置をする、そしてその実行委員会の業務、事業内容はこうである、それについてどうする云々という決めたものがあるはずと思うんですけどね、そういうものはここには出てこないんですか。

企画財政 課長 申し訳ございません。この実行委員会の規約というものも作成いたしました。またその実行委員会規約の中でそれぞれの構成組織、実行委員会の会長、副会長等、実行委員会の組織、また実行委員会の行う事業、それから事務局等こういったものを規約で定めさせております。これにつきましては、この地域教育力再生プランの内示の方が4月末に参りました。こういった関係で6月からこのまちづくり太子塾の方で活動したいという中で、1ヶ月の間で実行委員会を立ち上げ、こういうチラシまで作っていただき募集するという事になったわけでございますので、その辺期間が短い事もあり、ご報告させていただかなかった事につきましては、お詫びを申し上げます。ただ、実行委員会の規約もあり、実行委員会としても組織をいたしました事につきまして、

遅ればせながらご報告させていただいたという事でご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

松田委員

僕はこの種の関係について事務局を町の企画財政課でもつんや、という関係については、今までの関係からいってもそうなんです、極めて曖昧であるしちょっと問題があるんじゃないかというように思うんです。あくまでも民間で行って、民意で自主的にやられて、それに協賛するんなら協賛、協力団体なら協力団体となるけど、実質の事務局持ってんねんやったら協力団体ではないと思うんですよ、実行委員会の事務局を持ってるというんですから。しかもそれは別に決めているという事ですけども、全く行政に関りないところで決められてしまってるという関係ですけど、この種の扱いというのが果たして妥当なんかどうか、という事になるといささか問題があるんではないかなという感じが私はするんです。従ってこの報告について、このままで対応していくという事については、若干留保してもらって、もう少し検討する必要があるんではないかというように私は思います。

企画財政 課長

先ほども言いましたように、国の補助金が市町村を中心として実行委員会形式で行わなければならないという制約があります関係上、斑鳩町の企画財政課の方で事務局を持たせていただいております。こういった関係でございますので、よろしく改めてご理解賜りますようお願いを申し上げます。

松田委員

僕は何でも国がやって、国が言うてるからその通りにするんやという事になれば、いつでも言うてるように、もし体制がないと、そういう事がダメだと更に言ってきてるんですけども、今回のこの関係についてはね、全て手続きその他の関係から見て、了承する得る事案であるという関係から見て、必ずしも合理性を欠いてるという風に言わざるを得んという風に思うんです。従って私は反対します。

これは事業そのものについて反対するんではなくて、企画財政課が

事務局を持つという事については異議があるという事を申し上げているんです。その辺は誤解ないようにしておいてもらいたい。

木澤委員

先ほど課長が言ってました要綱と実行委員会で決められた規定の方ですね、資料としてできたら提出していただきたいなと思うんです。

委員長

暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時56分 再開)

委員長

再開いたします。芳村助役。

助役

斑鳩町子ども文化体験プログラムについて色々ご指摘いただきました。このチラシなんですが、我々としても一応、申し込み方法の中で甘く見てたという事が、反省しなければならないと思います。この事業についても申込みが6月20日まででございますので、もう事実、動いております。先ほど企画財政課長も申し上げましたように、この実行委員会につきましては町長が委員長で私が副委員長という事で、いわゆる実行委員会を位置付けております。その中で色々協議をしていただいて、こういう事業をやっていこうということ、非常にこの事業については成果があるだろうという事の認識を持ったわけでございます。従いまして、今後このようなことのないように、十分さらえながらやっていきたいと思いますので、何とぞこれにつきましては了承願いたいと思います。

松田委員

例えばこの関係の行事を行われるについて、僕は先ほどから言うように、行事そのものには反対ではないんですけど、例えば能楽の関係などについては、予算措置してますね、うちで、町で。これは斑鳩町の学校でやってるわけなんですよ。和太鼓の関係もですね、やってま

すね。だからね、所とか場所とか変えて云々ではあるけども、全く関 係ないことはないわけなんです。ところがそうでないものもあるとい う関係で、非常に曖昧にしてるんですよ。だから和太鼓などの関係に ついても絶えず言ってますけど、いわゆるホールの関係についての、 振興会なんかでも色々取り上げているし、色々ここで援助見る事もし てます、予算も組んでます。あるいは支出、収支の関係も明らかにし てる。それから能楽の関係についても、ここに書いてるように植田先 生などにご指導いただきながら学校でやってるという関係があって、 これについてもいわゆるそれなりの措置をしてるわけですよね、そう いう中でこういう関係が出来てくる、実行委員会がある、という事に ついて、非常に何かこう、民間がやってる関係、公でこうしてる分の 関係をごちゃまぜにしてね、いると。そうしてこういう関係にやって るんですという関係に結びついてるんですよ。非常に曖昧にしてると、 だからそういう関係いけませんから、それぞれもっときっちり、きっ ちりしてくれて、所在をはっきりしながら対応するという事にしとい てくれないと、これではどうしても困る。こんな、言葉悪いけど何か ごまかしてるような格好の扱い方をしてはダメだという事を言いたい と思うんです、もっとすっきりしてもらわないといかんのじゃないか なと思います。

委員長

この問題につきましては、期間がもう間近に迫っておると、配布が もう6月1日という事ですので、今後の企画におきましてはこういう 事のないように十分注意していただきまして、やっていただきたいと 思います。

松田委員

曖昧な事が多過ぎるんじゃないですか、例えばこの和の音楽体験だと言ってるけど、これは吉田さんが主になってやってくれるというようですけどね、これかって場所を見るとあゆみの家云々という風に書いてるんですから、虹の家とか。これもこの間総会やってますけどね、こういう事やるという事は言ってるんですよ、この実行委員会でとい

う関係のものが一つも出てない、みな独自にやる事にして書いてるんですよ。そのものが全然ここでね、みな一色単にしてしもてると。そして援助なり補助なりあるいは仕事なりという関係をする事について合理化をしているという風になっているんじゃないでしょうか、これ。だからそれをね、今回、日が切迫してるからどうのこうのというより、すっきりするものはすっきりしてやるということに考えないといかんのじゃないかなと、私は思う。この関係、みなそれぞれの関係について出どころは違うけど、全く別じゃないですよ。

委員長 暫時休憩します。

(午後12時02分 休憩)

(午後12時49分 再開)

委員長 再開いたします。

ただ今、お手元に規約が配布されております。これについて説明を 求めたいと思います。

企画財政 課長

すいません。それでは、斑鳩町子ども文化体験プログラム実行委員 会規約につきましてご説明を申し上げたいと思います。

(追加資料により説明)

企画財政 課長

続きまして委員名簿の方ですが、裏面になりますが、こちらの委員 名簿の右端の方に役割欄を入れさせていただいておりますが、先ほど ご説明申し上げました規約の第3条第2項の役員として、町長を会長、 副会長を助役、教育長とする旨、実行委員会で決まっております。

| 以上、プログラム実行委員会の規約と実行委員会の名簿の内容のご | |説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 委員長

この規約を踏まえまして、先ほどから出ております、体験教室の申 込みですね、これについての対応について説明求めたいと思います。

助役

今、規約を説明させていただきましたが、この規約の中におきましても、目的としては子ども文化体験プログラム事業を円滑に運営するために実行委員会を設置する。という事になっております。その実行委員会は「斑鳩町子ども文化体験プログラム実行委員会」でございます。従って先ほどのご指摘にございますように、まちづくり斑鳩太子塾という団体が実行委員会に入っておらないという事でございますから、このチラシについては、申込先のまちづくり斑鳩太子塾事務局を削除させていただこうと思っています。色々とこのチラシの内容につきましてもご指摘のように精査しなければならないという事業もございます。こういう中では今後こういった事のないように、十分委員会と協議しながら、説明をしながらご指摘を受けながら実施を行っていきたいと思います。従ってこのチラシにつきましては、やはりもう時間がございませんので、申し訳ございませんけども、これを削除する形で出させていただき、住民に配布していきたいということでご了承願います。

委員長

この件につきましては、報告の段階で規約等こういうのを最初から付けて出して報告していただきたいという事を、前々から色々と出てたと思います。その辺理事者側の方も十分理解していただいて、今後このような事のないように十分注意してやっていただきたいと思いますので、こちらの方から十分お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件について、もうご意見ございませんでしょうか。

松田委員

一点だけ申し上げておきたいと思うんですけど、斑鳩町子ども文化 体験プログラム実行委員会の名簿がですね、そのまま出されているん ですけども、この名簿を見る限りですね、ほとんどが行政ないし学校

管理者、いわゆる公務員であると思うんです。こういう事でいきます と先ほど説明してますように、民間の関係団体による文化体験プログ ラム実行委員会という事を言っていたんです、そういう説明やったと いう風に思うんですけども、結果的に中身はそうではない、一般の人 は全然おらんと、役場職員と学校職員、校長だけだ、という事から見 ますと、いわゆる説明と全然違うという関係がここで明らかになって るという風に思うんです。だからそういうものはここではっきりして ますから、むしろこれは僕が先ほど説明した矛盾してる事であります し、またこういう民間で云々という関係と全く違う事なんです。ここ に発想の転換が一つもできてない、という事を厳しくやっぱり批判し ときたいと思うんです。従って今後計画する場合に、実行委員会のメ ンバーなどについて、こういうメンバーに、事にもよりますけども、 行政が主体になってたらそうですけども、行政が主体でないと言いな がら行政が主体になってるメンバーのみになってる関係などについて は、是非とも是正するように配慮してほしい、こういう風に思います。 だから、こういう実行委員会のメンバーというのは、本来あってはな らんという事を強く申し上げておきたいと思います。

委員長

今の事、理事者側の方も十分注意していただきたいと思います。 これについては、これで終りたいと思います。

他に理事者側から報告しておくことはありませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、以上、これら各課報告事項につきましては、報告を受けたという事で終りたいと思います。

委員長

続きまして、各委員より何か質疑、意見等があればお受けしたいと 思います。

木澤委員

一点、県の方で制定されました少年補導条例の事で、町の見解をお 聞きしたいと思うんですけども、当然県の条例ですから7月1日施行 になりますと、当然町の子どもたちにも影響が及ぶんですが、この条 例というのは不良行為と呼ばれる項目を26項目作って、それを補導 の対象とするという条例ですけれども、その定義が非常に曖昧で、子 どもの人権侵害等に繋がるのではないか。また不登校の子どもたちを も補導の対象にしてしまってる、そんな条例で住民の皆さんからも県 民の皆さんからもすごく問題がある条例だという意見がそれぞれ出て おります。その事に対しまして警察の役割と行政、教育の役割という のはかなり違う点がありますので、その辺はしっかりご認識をいただ きたいと思うんですけれども、そういった点につきまして、町の方で この少年補導条例についての認識、どのようにお持ちなのかお聞きを したいと思います。

教育長

今、木澤委員からおっしゃっていただいてますように、県の条例と して今回制定される、7月1日から施行されるという風に聞いており ます。先日も新聞等で報道されておりますように、県内2ヶ所でこれ の条例施行にあたっての関係者の説明会があったわけでございます。 斑鳩町からも青少年問題協議会の方を中心に職員も研修に伺って参り ました。私、ちょっと他の公務で出てないんですが、今日まで聞かし ていただいてる中ではやっぱりその取扱いについて今、木澤委員おっ しゃっていただいてるように、あの通りそのまま100%いくんでは なしに、その状況あるいは子どもたちの実態というものを十分把握し て、その中で指導すると、補導するというような事になっていくとい うように一応理解をいたしております。そうした事も含めまして斑鳩 町ではそういう青少年問題協議会等々に参画いただく方については、 十分こうした条例の主旨を理解していただいて、対応していただくよ うにお願いをしていきたいというように思っております。

木澤委員| よくよく実態を調べてそれの対応を図りながら施行という事で教育

長も一定心配をしておられるという風に感じ取ったんですけども、とても問題のある条例だという風に私も思っております。奈良弁護士会や日弁連の方からも反対意見が出されておりますし、やはり斑鳩町でも例えば次世代育成支援だったり先ほどの男女共同参画社会であったり、地域で子どもを見守っていく、そういった視点をもって子どもの育成というのを進めていってると思うんですが、この条例というのは警察権力の言わば拡大になってしまって、子どもたちを警察が取り締まるという事になってしまうものに繋がるんではないかという事で、施行については、中止を求める声も多いというところで、斑鳩町として、教育長は施行の内容について理解を求めていくという風におっしゃいましたけども、警察の役割と教育の役割、行政の役割というものの違いという事については、どのように認識をされておられますか。

教育長

まず言っておきますが、この条例について私反対という、そういう 立場ではございません。あくまでもやはり今日までの子どもたちの実 態を見ますと、今までのような方法ではなかなか指導しきれない部分 があるという事でこういう条例を制定されたんだと思います。そうし た中で、この条例施行にあたって、それにあたる職員があるいは人が この条例の主旨を十分理解をして、そして対応していただく事が大事 だろうと思っています。今、弁護士会とか反対してはるとかおっしゃ っておりますが、そういうものも新聞では報道は聞かせていただいて おります。そうした事で、先日も県の方から十分この条例の主旨を県 民の皆さんに理解をしてもらおう、という事でそういう説明会を持た れたものというように思っています。そうした事を十分踏まえながら 斑鳩町での子どもたちの指導、青少年問題協議会あるいは他のいろん な防犯協議会とか青少年補導委員とか色々あるわけでございます。そ うした方々に十分その条例の主旨をご理解いただいて、そして警察と も協議をしながら進めていくという事で対応していきたいという風に 考えています。

木澤委員

定義が非常に曖昧であって、完全に、不良行為というのは犯罪になる前の行為のことを指してまして、警察の権限というのは犯罪をすると確定している者に対してしかそういう行為を行えないという風に定められている法律の範囲を超えているという風に私は思ってるんですけど、そういった条例の制定について、どのようにお考えですか。

教育長

法律を超えてという事ではないと私は理解してます。ただ、不良行為という行為の中でいろんな行為があるわけでございますが、そういったものを一つずつ見てみますと深夜の徘徊というのは、一定の指導もされてきています。そうした事も言われています。それから金銭の不正要求、これはかつあげとかいろんな言葉があるんでしょうけれど、そうした事についての、やっぱり子どもたちがそういう事やってるという事があれば、それは当然そこで指導する、補導するという事になってくるだろうと思います。ただ、シンナーとかそういう事について、子どもたちへの指導というものは十分、深夜徘徊等についても十分指導されるという風に僕は思っていますけど、それがすぐに犯罪歴として記録されるのかどうか、これはちょっと私は分かりませんけど、要はやっぱり子どもたちの深夜徘徊とかあるいは不良行為を制限するという事でございますので、そうした事については十分その時の行為、行動というものを把握しながら対応させていただくという事が大事であろうと思います。

木澤委員

やはりそこですね、犯罪行為というのは警察が取り締まっていただくものですけど、子どもの育成という事ではやはり教育とか行政というのは地域で見守って温かく育てていくというところで役割分担をきっちりしていただいて、子どもの実態に合ったものになって、施行がされる事を望むんですが、私はこの条例につきましては非常に問題があるという風に認識を持っておりますので、その事だけ意見として申し上げておきます。

委員長

他にないですね。

(なし)

委員長

他にないようですので、私の方から一点だけ。、6月定例議会におきまして、水道決算審査特別委員会が設置されることになっております。当委員会から嶋田委員、木澤委員、両人にお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

両委員にはよろしくお願いを致します。

その他につきましても、これをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては、全て終了いた しました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例によりま して正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございま せんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして助役の挨拶 をお受けしたいと思います。

(助役挨拶)

委員長

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れ 様でございました。

(午後1時08分 閉会)

| | | - 62 - |
|--|--|--------|
| | | |